

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月25日

【中間会計期間】 第79期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社 立花エレテック

【英訳名】 TACHIBANA ELETECH CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡 邊 武 雄

【本店の所在の場所】 大阪市西区西本町1丁目13番25号

【電話番号】 大阪06(6539)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部門担当 住 谷 正 志

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区西本町1丁目13番25号

【電話番号】 大阪06(6539)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部門担当 住 谷 正 志

【縦覧に供する場所】 株式会社立花エレテック東京支社
(東京都港区芝公園2丁目4番1号)

株式会社立花エレテック名古屋支社
(名古屋市東区葵3丁目15番31号)

株式会社立花エレテック神奈川支店
(横浜市中区長者町3丁目8番13)

株式会社立花エレテック神戸支店
(神戸市中央区西町35番地)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第77期中	第78期中	第79期中	第77期	第78期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	76,861	72,413	63,768	155,915	149,890
経常利益 (百万円)	1,547	1,850	1,799	3,681	3,968
中間(当期)純利益 (百万円)	867	1,048	907	2,104	2,223
純資産額 (百万円)	28,864	31,515	33,397	31,284	32,781
総資産額 (百万円)	75,552	82,698	77,988	84,544	84,501
1株当たり純資産額 (円)	1,396.51	1,496.33	1,566.47	1,487.41	1,551.23
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	42.73	49.86	42.71	99.41	105.58
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	41.73	49.47	42.62	97.64	104.86
自己資本比率 (%)	38.2	38.1	42.8	37.0	38.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,219	1,152	2,403	4,915	4,225
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,342	△1,613	△587	△2,185	△2,015
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△195	△548	△503	△1,059	△1,233
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	7,703	7,735	11,059	8,764	9,741
従業員数 (名)	859	885	925	856	888

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。

3 純資産額の算定にあたり、第78期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第77期中	第78期中	第79期中	第77期	第78期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	73,377	69,640	59,139	148,903	143,493
経常利益 (百万円)	1,424	1,803	1,670	3,454	3,705
中間(当期)純利益 (百万円)	808	1,032	846	2,002	2,067
資本金 (百万円)	5,481	5,606	5,692	5,583	5,629
発行済株式総数 (千株)	20,725	21,120	21,381	21,050	21,192
純資産額 (百万円)	27,906	30,464	32,067	30,232	31,561
総資産額 (百万円)	72,437	79,592	73,111	81,509	81,022
1株当たり配当額 (円)	7.00	9.00	9.00	17.00	18.00
自己資本比率 (%)	38.5	38.3	43.9	37.1	39.0
従業員数 (名)	733	759	781	728	754

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

3 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。

4 第77期の1株当たり配当額17円は、創業85周年記念配当2円を含んでおります。

5 純資産額の算定にあたり、第78期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社企業グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、タチバナセールス(韓国)社及びタチバナセールス(バンコク)社の決算基準日は、12月のため、それぞれ平成19年1月と3月に設立された両社は、前連結会計年度における連結財務諸表には含まれておりませんでした。当中間連結会計期間より中間連結財務諸表に含まれております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となっております。

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) タチバナセールス (韓国)社	韓国	千ウォン 250,000	半導体・電子デバイ ス品の販売	100.0 (100.0)	ルネサステクノロジ製半導体 を当社が販売 役員の兼任等……………3名
タチバナセールス (バンコク)社	タイ	千バーツ 15,000	半導体・電子デバイ ス品の販売	100.0 (100.0)	半導体を当社が販売 役員の兼任等……………2名

(注) 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	925
---------	-----

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 連結会社では、事業部門別の把握が困難であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	781
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

(3) 労働組合の状況

連結会社には労働組合は組織されておらず、該当事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、原油をはじめとする原料価格の上昇や為替動向など不安材料に加え期央からサブプライムローン問題が生じたものの、欧州及びBRICs経済の伸長や企業収益の好調さを背景とした民間設備投資の増加や個人消費の持ち直しが見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような情勢のなかで当社企業グループは、中長期ビジョン「GT21」(Growing Tachibana 21ST Century)を積極的に推進し収益重視の経営を基本に業績拡大に努めてまいりました。FAシステム・情報通信・施設の3事業に跨るシステム案件の受注を推進するソリューション事業やEMS(電子部品受託製造サービス)事業、加えて、海外事業の経営戦略の集中化と迅速化を高める目的で香港に設立した社内カンパニーである立花オーバーシーズホールディング社など各部門の本来の役割・使命であるミッションを基軸とした経営体制の取り組みに注力いたしました。それらを踏まえ、鉄鋼、素材関連や建設設備など好調な産業を中心に成果を上げてまいりましたが、主力仕入先の事業見直しによる携帯電話向けフラッシュメモリーの生産中止並びに携帯電話の委託生産の受注終了に伴ない、売上全体では減収を余儀なくされました。

その結果、当中間連結会計期間の売上高は63,768百万円(前年同期比11.9%減)、営業利益は1,761百万円(前年同期比4.5%減)、経常利益は1,799百万円(前年同期比2.8%減)、中間純利益は907百万円(前年同期比13.4%減)となりました。

売上の概況は次のとおりであります。

〔電気機器〕 売上高：9,958百万円(前年同期比 0.8%増)

回転機器は、製造業向けに標準・特殊モートルやホイストが順調に推移いたしました。静止機器は、電磁開閉器がほぼ前年並みとなりましたが、ノーヒューズブレーカーが順調に推移したほか、トランスも大幅に伸長いたしました。その結果、分野全体としては前年同期比0.8%の増加となりました。

〔電子・情報機器〕 売上高：17,282百万円(前年同期比 36.4%減)

FA機器は、自動車や液晶製造装置メーカーなどの設備投資が低調な推移となり、サーボ・インバータなどの駆動制御機器やプログラマブルコントローラが前年を下回りました。一方、重電関係では、工場向けに特高受電などの受配電設備が順調に推移いたしました。

コンピューター関連は、官公庁向けに車載用特殊端末が好調に推移するとともにハードディスクを持たないシンクライアント端末が大幅に伸長いたしました。映像機器は、情報端末タッチパネルが順調に推移いたしましたが大規模映像システムなどの減少により低調な推移となりました。通信分野では、携帯電話委託生産の受注が終了し大幅な減少となりました。その結果、分野全体としては前年同期比36.4%の大幅な減少となりました。

〔半導体デバイス〕 売上高：23,481百万円(前年同期比 2.5%増)

半導体は、携帯電話向けフラッシュメモリーが主力仕入先の生産中止により、売上が大幅に減少いたしました。また、自動車やエアコン向けにマイコンが好調に推移するとともにエアコン用パワー素子が大幅に伸長いたしました。また、新たに設立した鳥取支店がポータブルナビゲーション向けなどにマイコン、ASICが順調に推移し売上に貢献いたしました。

電子デバイスは、店舗用端末の液晶やEMS基板アセンブリが減少いたしました。また、複写機用密着イメージセンサーが大幅に伸長するとともにプロジェクター用光源ランプが順調に推移いたしました。その結果、分野全体としては前年同期比2.5%の増加となりました。

〔産業機械〕 売上高：4,200百万円(前年同期比 7.1%増)

産業機械は、自動車・建機関連顧客が積極的な設備投資を推進し、放電加工機をはじめ電気加工機や誘導加熱装置など高い水準を維持するとともにマシニングセンターを中心とした工作機械やYAG溶接機・自動機などが大幅に伸長いたしました。その結果、前年同期比7.1%の増加となりました。

〔設備機器その他〕 売上高：8,845百万円(前年同期比 4.0%増)

建設関連は、パッケージエアコンなどの空調機器や生産設備向けを中心とした低温機器、エコキュート(電気温水器)などのオール電化製品並びに大型建設案件の昇降機が大幅に伸長いたしました。また、後半の猛暑によりルームエアコンも伸長し、売上に貢献いたしました。

貿易関係は、台湾向けのチップコンデンサー用ニッケルペーストなどの電子部品材料が大幅に伸長するとともに、鉄道車輛・造船業界が活況を呈し車輛用内装金具などの金属加工品の調達並びに船用バルブが大幅に増加いたしました。その結果、分野全体としては前年同期比4.0%の増加となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,152百万円	2,403百万円	4,225百万円
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,613百万円	△587百万円	△2,015百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー	△548百万円	△503百万円	△1,233百万円
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	7,735百万円	11,059百万円	9,741百万円

当中間連結会計期間の現金及び現金同等物の中間期末残高は、11,059百万円となり、前中間連結会計期間末より3,324百万円増加いたしました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、2,403百万円の収入となりました。これは主に税金等調整前中間純利益1,612百万円、売上債権の減少額7,770百万円などの増加と仕入債務の減少額6,245百万円、法人税等の支払額853百万円などの減少によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、587百万円の支出となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出421百万円と投資有価証券の取得による支出361百万円などであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、503百万円の支出となりました。これは主に長期借入金の返済による支出297百万円、社債の償還による支出300百万円などであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 販売実績

区分	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
電気機器	9,958	100.8
電子・情報機器	17,282	63.6
半導体デバイス	23,481	102.5
産業機械	4,200	107.1
設備機器その他	8,845	104.0
合計	63,768	88.1

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
三洋電機(株)	14,614	20.2	—	—

(注) 当中間連結会計期間については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

区分	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
電気機器	8,604	97.3
電子・情報機器	14,625	59.0
半導体デバイス	21,336	99.1
産業機械	3,832	104.8
設備機器その他	7,766	100.5
合計	56,165	84.4

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記金額は、実際仕入額によっております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社企業グループにおける事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、当社第78回定時株主総会(平成19年6月28日開催)において、株主の皆様の承認を得て、大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。)[注1](以下、「大規模買付者グループ」という。)の議決権割合[注2]を20%以上とすることを目的とする当社株券等[注3]の買付行為、または、結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」という。)に関する対応策として「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」という。)を導入しております。ただし、当社取締役会が同意した大規模買付行為は除きます。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び本プラン導入の背景について

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もともと、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を株式市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。加えて、かかる支配権の移転を伴う買付提案が、当社取締役会の賛同を得ずに行われる行為であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主様共同の利益を毀損しかねないものも考えられます。

このような大規模買付者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

将来当社が、このような濫用的な買収行為の対象となった場合、当社や株主の皆様利益に資するものであるかを株主の皆様が合理的かつ適切にご判断していただくためには、当社取締役会は大規模買付者との交渉に必要・十分な機会を確保し、大規模買付者の提案や当社取締役会の評価意見並びに代替案等の情報を速やかに、株主の皆様にご提供することが不可欠です。

以上のことを考慮した結果、当社は、大規模買付行為において株主の皆様に合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するためには、当社が事前警告型買収防衛策として設定した後記Ⅱ.に記載の本プランを導入し、大規模買付者には大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただき、当社取締役会として一定の評価期間を設けることが当社並びに株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

II. 本プランの内容

1. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付者の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または、結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に関する事前警告型の買収対応策です。

大規模買付者には、予め本プランに定められたルール(以下、「大規模買付ルール」という。)に従っていただくことといたします。

大規模買付ルールは、株主の皆様に合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するため、大規模買付行為が実行される前に、当社取締役会が、大規模買付行為の評価・検討を行う上で必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」という。)の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、大規模買付行為を開始することを認めるというものです。

なお、当社取締役会が、大規模買付行為に関して一定の評価を行うにあたり、本プランを適正に運用するとともに当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した後記Ⅱ. 2.(5)に記載の特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認めるその時点で最も適した対抗措置(以下、「対抗措置」という。)を発動するか否かについて、決議するものとします。

本プランで定める手続きの流れは次のとおりです。

- ① 大規模買付者に対し、当社取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の意向表明書の提出を求めます。
- ② 当社取締役会は、事前に大規模買付者から当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、それらの情報の検討等を行う時間を確保いたします。
- ③ 当社取締役会は、大規模買付者より提供された情報について、特別委員会に提供するとともに一定の評価・検討を行った上で、株主の皆様へ当社取締役会としての評価意見や必要に応じて代替案を提供いたします。
- ④ 当社取締役会は、当該大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動をするか否かについて、決議するものとします。

なお、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重してもなお、特別委員会の勧告の内容と異なる判断に至った場合は、対抗措置の発動の賛否について株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定めます。

2. 大規模買付ルール

当社取締役会は、大規模買付行為が実行される前に、株主の皆様へ合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するために、大規模買付情報の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを認めるというものです。

大規模買付ルールは、次のとおりです。

(1) 大規模買付ルールの遵守に関する意向表明書の提出

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合、大規模買付者に対し、大規模買付ルールを遵守する旨の意向表明書を提出いただくことといたします。本意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為の概要を明示するとともに大規模買付ルールを遵守する旨を表明していただきます。

(2) 大規模買付情報の提供とその開示

当社取締役会は、本意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく大規模買付情報のリストを大規模買付者に対し交付し、速やかに当該情報のリストに記載された情報を提供していただきます。

当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が合理的に判断した場合、当社が定める期限までに、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、速やかに特別委員会に対して提供するとともに株主の皆様にも情報開示いたします。

特別委員会は、大規模買付者が提供した大規模買付情報に不足があるとき、または提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接または当社取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要なと考えられる情報の提供を求めることができるものとします。

なお、当社取締役会は大規模買付者から大規模買付情報の提供が完了したことを、速やかに情報開示いたします。

大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報は、次のとおりです。

① 大規模買付者及びそのグループの詳細

大規模買付者グループ(共同保有者、特別関係者、及びファンドの場合は組員その他の構成員を含みます。)の具体的名称、資本構成または主要出資者(組員その他の構成員を含みます。)及びその経歴または沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同種の企業ないし事業経営についての経験並びに当社事業と同種事業を営むときは、その決算情報またはセグメント情報など

② 第三者との連絡

大規模買付行為に際して、第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容

③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容

大規模買付行為の目的、買付の時期、買付の取引の仕組み、買付対価の価額・種類、買付方法の適法性など(過去の大規模買付行為の経歴及びその後の当該企業や事業の経営状況なども含みます。)

④ 買付対価の算定根拠

買付対価の算定の前提となる事実(数値情報)及び仮定事実、算定方法、算定を行った企業ないし担当者、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想される影響額及びその算定根拠等

⑤ 大規模買付行為の実行に関する資金の裏付け等

大規模買付行為に要する見込み買付資金総額、大規模買付行為資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、資金調達の方法、関連する取引の内容

⑥ 買付後の経営方針、事業計画

大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社企業グループの経営方針、事業計画(とくに業種・業態転換の可能性)、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策及びその計画実現の可能性とリスクの有無

⑦ 利害関係者の処遇方針

大規模買付行為完了後における当社及び当社企業グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社に係る利害関係者の処遇方針

⑧ その他、当社取締役会あるいは特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「評価期間」といいます。)が次のとおり与えられるものといたします。

① 対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合 60日間

② その他の大規模買付行為の場合 90日間

ただし、評価期間の終了までに、特別委員会が提出資料の検討、評価、大規模買付者との交渉、対抗措置の発動に関する勧告をなしえないときは、特別委員会の決議により、合理的な範囲内において評価期間を延長することができるものといたします。なお、当社は評価期間を延長する場合は延長する理由、延長期間等を開示いたします。

(4) 取締役会による評価意見並びに代替案

当社取締役会は、評価期間中、各種外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて開示いたします。

当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することができるものといたします。

(5) 特別委員会

① 特別委員会に対する諮問と勧告

当社取締役会が、大規模買付行為に関して一定の評価を行うにあたり、本プランを適正に運用するとともに当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、大規模買付者より前記Ⅱ．２．(1)に記載の「大規模買付ルールへの遵守に関する意向表明書の提出」がなされた場合、または大規模買付行為に関する提案、あるいは大規模買付行為が行われた場合の対応方針についての諮問をするために特別委員会を招集いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、特別委員会に対して、速やかに提供いたします。

特別委員会は、大規模買付者が提供した大規模買付情報に不足があるとき、または提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接または当社取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要なと考えられる情報の提供を求めることができます。

当社取締役会は、大規模買付行為に対する評価意見あるいは代替案等を特別委員会に提出することができます。

特別委員会は、当社の費用負担をもとに、必要に応じてフィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家等から客観的な助言を得ることができるものとし、当社取締役会から提出のあった評価意見あるいは代替案等について意見を述べるができるほか、大規模買付行為に対し、対抗措置を発動するか否かについて、当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、特別委員会による勧告の概要その他必要と認められる事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、決議するものとします。

また、評価期間の終了までに、特別委員会が提出資料の検討、評価、大規模買付者との交渉、対抗措置の発動に関する勧告をなしえないときは、特別委員会の決議により、合理的な範囲内において評価期間を延長することができるものといたします。なお、当社は評価期間を延長する場合は延長する理由、延長期間等を開示いたします。

② 特別委員会の構成

特別委員会の委員は3名以上とし、公正中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役、弁護士、公認会計士、社外の有識者の中から選定します。

設置当初における特別委員会の委員は、社外取締役辻川正人氏、社外監査役大谷康弘氏、社外有識者半林 亨氏及び田邊光政氏の4名が就任しております。

(6) 株主意思の確認手続き

評価期間満了後、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動をするか否かについて決議いたしますが、当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告の内容と異なる判断をいたします。この場合には、株主の皆様の意思を尊重する主旨から、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、可及的速やかに株主の皆様に判断していただくことができるものいたします。

なお、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様の意思確認は、会社法上の株主総会(以下、「株主確認総会」という。)による決議によるものいたします。

当社取締役会が、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、株主確認総会を開催する旨の決議を行った場合には、株主確認総会を開催する旨並びに開催の判断に至った理由を速やかに開示いたします。

当社は、株主確認総会の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し対抗措置を発動または発動しないことといたします。

当社は、株主の皆様の意思の尊重を明確にするために、本プランの対抗措置の決定機関等を明確にするために、当社定款の改正を実施いたしました。

なお、当社取締役会は、株主確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日(以下、「本基準日」という。)を設定するにあたっては、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告するものいたします。

- ① 株主確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主といたします。
- ② 株主確認総会の決議は、当社定款第42条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものいたします。
- ③ 当社取締役会は、株主確認総会において株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更または株主確認総会の延期若しくは中止をすることができるものいたします。
- ④ 大規模買付者は、株主確認総会終結の時まで、大規模買付行為を開始してはならないものいたします。

(7) 大規模買付行為の開始について

大規模買付行為は、評価期間経過後または株主確認総会の終了後にのみ開始されるものいたします。

(8) 本プランの有効期間と廃止及び変更

① 有効期間

本プランの有効期間は、当社第78回定時株主総会(平成19年6月28日開催)の終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会(平成22年6月開催予定)の終結の時までといたします。

② 株主総会決議による廃止及び変更

本プランの導入後、有効期間中であっても、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的に、当社株主総会または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランにつきご承認をいただいた株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合(本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。)本プランを修正し、または変更する場合があります。

なお、当社取締役の任期は1年でありますので、毎年新たに選任された取締役による定時株主総会直後の取締役会において、本対応方針につき廃止を含めて見直しを行うものいたします。

③ 廃止または変更に関する情報開示

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及びそれらの内容について、情報開示を速やかに行います。

3. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針と対抗措置の発動判断等

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、仮に当社取締役会が大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示を行うに留め、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動を行わない旨の決議をいたします。

もともと、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、次に記載の①から⑩に該当する場合、大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に反すると判断した場合、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置を発動することがあります。

なお、当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告の内容と異なる判断をいたします。この場合には、株主の皆様を尊重する主旨から、可及的速やかに株主確認総会を開催し、株主の皆様当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かについて決議していただくことといたします。

当社取締役会は、以下の①から⑩に該当すると合理的に判断した場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に反する場合に該当するものと考えます。

- ① 株式を買い占め、株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると思われる場合(いわゆるグリーンメーラー)
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者グループ等に移譲させる目的で当社の株式の買収を行っていると思われる場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者グループ等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っていると思われる場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式を高値で売り抜ける目的で当社の株式の買収を行っていると思われる場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買取対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますが、これらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合

- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合(但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。)
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想される場合
- ⑧ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて向上しないと合理的に判断される場合
- ⑨ 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的に判断される場合
- ⑩ その他、①ないし⑨に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合

(2) 大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合には、当社取締役会は、引き続き大規模買付情報の提出を求めるとともに大規模買付者と協議・交渉を行うべき特段の事情があるとき、または株主意思の確認手続きに進むべきとの判断を行った場合を除き、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会の決議により対抗措置を発動できるものといたします。

(3) 対抗措置の発動の判断

当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報その他の情報に基づいて、フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響を検討するとともに、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会あるいは株主確認総会の決議に基づき、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するものとします。

当社取締役会が、取締役会決議に基づき、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合は、株主の皆様に対し適時・適切な情報開示を行います。

(4) 対抗措置の発動後における中止等

当社取締役会は、下記のような事情がある場合には、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認める範囲で対抗措置の中止を含む新たな措置を行うことができるものとします。

- ① 当該対抗措置決定後、大規模買付者が買付等を撤回した場合、その他買付等が存在しなくなった場合
- ② 当該対抗措置決定の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に反しないと合理的に判断できるなど対抗措置を遂行することが相当でないと当社取締役会が判断するに至った場合

上記の場合、当社取締役会は、対抗措置の中止を含む判断を行い、これを特別委員会に報告するものとし、速やかに情報開示を行います。

Ⅲ. 本プランの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、平成17年5月27日に経済産業省及び法務省により策定・公表された「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」が定めた三原則の要件(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しております。

2. 株主総会決議による導入と有効期間等を定めたサンセット条項の設定

本プランは、株主の皆様を尊重するために、株主総会のご承認を経て導入されるものであり、本プランの決定機関を明確にするために、当社定款に本プランに導入等の決定機関を定めております。

本プランの有効期間につきましても、当社第78回定時株主総会(平成19年6月28日開催)の終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会(平成22年6月開催予定)の終結の時までとし、有効期間を定めます。

なお、本プランが有効期間前であっても当社株主総会あるいは当社取締役会の決議によって、本プランが廃止できるものとしております。

以上のことから、本プランは、株主の皆様を尊重するものと考えております。

3. 特別委員会の意見の最大限の尊重

当社取締役会は、大規模買付者が提出した大規模買付情報が大規模買付ルールを遵守しているか否か、あるいは当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させるものであるか否かの判断について、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会の意見を最大限尊重いたします。

4. 対抗措置の発動における株主意思の反映機会の確保

本プランは、大規模買付行為に対する対抗措置の発動については、原則として取締役会の決議により決定いたしますが、株主の皆様を尊重するために、株主総会のご承認を経て対抗措置の発動を決定することもできるものとし、当社定款に対抗措置の発動に関する決定機関を定めるものとします。

Ⅳ. 株主・投資家に与える影響等

1. 本プランの導入時に与える影響等

本株主総会決議に基づき本プランの導入につきご承認いただくのみであり、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認めるその時点で必要な対抗措置は行われませんので、株主の皆様あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

2. 対抗措置の発動時に与える影響等

当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的に、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認めるその時点で必要な対抗措置を発動する場合には、株主の皆様あるいは投資家の皆様(大規模買付者は除きます。)の法的権利または経済的価値を損なうことのない措置を講じるものとしたします。

なお、当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した場合は、速やかに情報開示いたします。

3. 対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合における株主の皆様の手続き

対抗措置として、当社株主総会あるいは当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る基準日を公告いたします。係る基準日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様へ新株予約権が無償で割当てられますので、名義書換がお済みでない当社株式を保有されている株主の皆様におかれましては、速やかに名義書換手続きを行っていただく必要があります。

4. 対抗措置の発動後(新株予約権無償割当ての場合)の中止時に与える影響

新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)に、当社取締役会が新株予約権無償割当ての発行を中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じなくなるため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

〔注1〕大規模買付者及びそのグループ

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

〔注2〕議決権割合

- (i) 大規模買付者及びそのグループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)または、
- (ii) 大規模買付者及びそのグループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

〔注3〕株券等

株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,381,102	21,381,102	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	—
計	21,381,102	21,381,102	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 当社は、平成16年8月9日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	520個※3	520個※3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	57,200株※1,3	57,200株※1,3
新株予約権の行使時の払込金額	1,058円※2,3	1,058円※2,3
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,058円※3 資本組入額 529円※3	発行価格 1,058円※3 資本組入額 529円※3

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>ハ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p> <p>ハ 同左</p>

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
	③ 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	③ 同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。 新株予約権の質入及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)※1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

※2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※3 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の数」における新株予約権1個につき目的となる株式の数は、110株となっております。また、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 当社は、平成16年10月18日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	30個※3	30個※3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,300株※1,3	3,300株※1,3
新株予約権の行使時の払込金額	989円※2,3	989円※2,3
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 989円※3 資本組入額 495円※3	発行価格 989円※3 資本組入額 495円※3
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p>	<p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p>

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
	ハ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。	ハ 同左
	③ 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	③ 同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。 新株予約権の質入及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)※1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

※2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※3 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の数」における新株予約権1個につき目的となる株式の数は、110株となっております。また、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 当社は、平成17年4月11日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	300個※1	300個※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	30,000株※2	30,000株※2
新株予約権の行使時の払込金額	1,225円※3	1,225円※3
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,225円 資本組入額 613円	発行価格 1,225円 資本組入額 613円
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p>	<p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p>

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
	ハ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。	ハ 同左
	③ 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	③ 同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。 新株予約権の質入及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)※1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

※2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

※3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

④ 当社は、平成17年8月8日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	840個※1	840個※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	84,000株※2	84,000株※2
新株予約権の行使時の払込金額	1,161円※3	1,161円※3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,161円 資本組入額 581円	発行価格 1,161円 資本組入額 581円
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p>	<p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p>

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
	ハ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。	ハ 同左
	③ 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	③ 同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。 新株予約権の質入及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)※1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

※2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

※3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

⑤ 当社は、平成17年10月17日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	210個※1	210個※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	21,000株※2	21,000株※2
新株予約権の行使時の払込金額	1,189円※3	1,189円※3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,189円 資本組入額 595円	発行価格 1,189円 資本組入額 595円
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p>	<p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p>

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
	ハ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。	ハ 同左
	③ 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	③ 同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。 新株予約権の質入及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)※1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

※2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

※3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

⑥ 当社は、平成18年4月10日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	370個※1	370個※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	37,000株※2	37,000株※2
新株予約権の行使時の払込金額	1,343円※3	1,343円※3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,343円 資本組入額 672円	発行価格 1,343円 資本組入額 672円
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p>	<p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p>

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
	ハ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。	ハ 同左
	③ 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	③ 同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。 新株予約権の質入及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)※1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

※2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

※3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日 (注)	188,760	21,381,102	62	5,692	62	5,492

(注) 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成19年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	1,505	7.04
株式会社サンセイテクノス	大阪市淀川区西三国1丁目1番1号	1,232	5.76
立花エレテック従業員持株会	大阪市西区西本町1丁目13番25号	917	4.29
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	901	4.22
株式会社きんでん	大阪市北区本庄東2丁目3番41号	628	2.94
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	623	2.92
ステートストリートバンクアン ドトラストカンパニー505019 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O. BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	488	2.29
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	485	2.27
立花浪子	兵庫県芦屋市	434	2.03
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	431	2.02
計	—	7,649	35.78

- (注) 1 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 623千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 485千株

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 61,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 103,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,158,300	211,583	—
単元未満株式	普通株式 58,402	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	21,381,102	—	—
総株主の議決権	—	211,583	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,100株(議決権11個)が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社立花エレテック	大阪市西区西本町 1丁目13番25号	61,000	—	61,000	0.29
(相互保有株式) 株式会社大電社	大阪市浪速区日本橋西 1丁目6番17号	103,400	—	103,400	0.48
計	—	164,400	—	164,400	0.77

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,200	1,190	1,226	1,221	1,200	1,205
最低(円)	1,098	1,127	1,174	1,108	1,082	1,100

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ中間連結財務諸表並びに中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金	※1	7,948		11,124		10,079	
2 受取手形及び売掛金	※2	50,255		42,825		50,755	
3 たな卸資産		8,349		7,520		7,208	
4 繰延税金資産		550		512		504	
5 未収入金		2,380		2,213		2,272	
6 その他		253		179		274	
7 貸倒引当金		△58		△50		△57	
流動資産合計		69,679	84.3	64,325	82.5	71,037	84.1
II 固定資産							
(1) 有形固定資産							
1 建物及び構築物	※1	5,743		5,461		5,445	
減価償却累計額		3,490	2,253	3,183	2,277	3,106	2,338
2 機械装置及び 運搬具		61		58		57	
減価償却累計額		53	7	52	6	50	6
3 工具器具及び備品		506		537		514	
減価償却累計額		412	93	441	95	424	90
4 土地	※1	529		529		529	
5 建設仮勘定		18		471		0	
有形固定資産合計		2,902	3.5	3,381	4.3	2,965	3.5
(2) 無形固定資産							
1 のれん		129		82		105	
2 ソフトウェア		280		236		238	
3 その他		27		83		31	
無形固定資産合計		436	0.5	402	0.5	375	0.4
(3) 投資その他の資産							
1 投資有価証券		9,241		9,425		9,680	
2 長期貸付金		31		38		39	
3 繰延税金資産		6		6		5	
4 その他		581		566		555	
5 貸倒引当金		△180		△157		△157	
投資その他の資産 合計		9,680	11.7	9,878	12.7	10,123	12.0
固定資産合計		13,019	15.7	13,662	17.5	13,464	15.9
資産合計		82,698	100.0	77,988	100.0	84,501	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1	支払手形及び買掛金 ※2	41,821		36,428		42,646	
2	短期借入金 ※1	2,288		2,246		2,254	
3	一年以内償還 予定の社債	600		—		300	
4	未払法人税等	878		747		878	
5	賞与引当金	781		738		742	
6	役員賞与引当金	—		20		43	
7	その他	2,146		2,170		2,219	
	流動負債合計	48,517	58.7	42,352	54.3	49,083	58.1
II 固定負債							
1	長期借入金 ※1	841		509		634	
2	退職給付引当金	383		341		368	
3	繰延税金負債	1,243		1,237		1,436	
4	その他	197		151		197	
	固定負債合計	2,665	3.2	2,239	2.9	2,636	3.1
	負債合計	51,183	61.9	44,591	57.2	51,720	61.2
(純資産の部)							
I 株主資本							
1	資本金	5,606		5,692		5,629	
2	資本剰余金	5,485		5,571		5,509	
3	利益剰余金	18,375		20,078		19,360	
4	自己株式	△44		△47		△46	
	株主資本合計	29,422	35.6	31,294	40.1	30,453	36.0
II 評価・換算差額等							
1	その他有価証券 評価差額金	2,081		2,012		2,287	
2	繰延ヘッジ損益	0		△0		△0	
3	為替換算調整勘定	11		90		39	
	評価・換算差額等 合計	2,093	2.5	2,102	2.7	2,327	2.8
	純資産合計	31,515	38.1	33,397	42.8	32,781	38.8
	負債純資産合計	82,698	100.0	77,988	100.0	84,501	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			72,413	100.0		63,768	100.0		149,890	100.0
II 売上原価			64,795	89.5		56,183	88.1		134,604	89.8
売上総利益			7,617	10.5		7,585	11.9		15,286	10.2
III 販売費及び一般管理費										
1 運賃倉敷料		585			595			1,209		
2 給与諸手当		1,972			2,109			4,728		
3 賞与引当金繰入額		773			728			732		
4 貸倒引当金繰入額		91			—			77		
5 退職給付引当金繰入額		101			102			214		
6 役員賞与引当金繰入額		—			20			43		
7 その他		2,249	5,772	8.0	2,268	5,823	9.1	4,336	11,342	7.6
営業利益			1,844	2.5		1,761	2.8		3,943	2.6
IV 営業外収益										
1 受取利息		19			32			47		
2 受取配当金		65			68			106		
3 為替差益		44			—			70		
4 持分法による投資利益		—			56			65		
5 その他		49	178	0.2	64	221	0.3	100	389	0.3
V 営業外費用										
1 支払利息		28			34			61		
2 債権譲渡損		18			17			45		
3 売上割引		95			98			196		
4 為替差損		—			1			—		
5 持分法による投資損失		0			—			—		
6 その他		29	172	0.2	33	184	0.3	61	364	0.2
経常利益			1,850	2.5		1,799	2.8		3,968	2.7
VI 特別利益										
1 固定資産売却益	※1	1			—			1		
2 投資有価証券売却益		1			—			27		
3 貸倒引当金戻入額		—			5			—		
4 償却済債権取立益		—	2	0.0	—	5	0.0	15	43	0.0
VII 特別損失										
1 投資有価証券評価損		4			190			23		
2 固定資産売却損	※2	0			—			0		
3 固定資産除却損	※3	11			1			72		
4 南大阪支店解体関連費用		—	16	0.0	—	191	0.3	40	137	0.1
税金等調整前中間(当期)純利益			1,837	2.5		1,612	2.5		3,874	2.6
法人税、住民税及び事業税		836			724			1,599		
法人税等調整額		△47	788	1.1	△19	705	1.1	51	1,650	1.1
中間(当期)純利益			1,048	1.4		907	1.4		2,223	1.5

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	5,583	5,463	17,596	△43	28,601
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	22	22			44
剰余金の配当			△209		△209
利益処分による役員賞与			△60		△60
中間純利益			1,048		1,048
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	22	22	778	△1	821
平成18年9月30日残高(百万円)	5,606	5,485	18,375	△44	29,422

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	2,649	—	34	2,683	31,284
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行					44
剰余金の配当					△209
利益処分による役員賞与					△60
中間純利益					1,048
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△568	0	△22	△590	△590
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△568	0	△22	△590	230
平成18年9月30日残高(百万円)	2,081	0	11	2,093	31,515

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	5,629	5,509	19,360	△46	30,453
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	62	62			124
剰余金の配当			△190		△190
中間純利益			907		907
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	62	62	717	△1	840
平成19年9月30日残高(百万円)	5,692	5,571	20,078	△47	31,294

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	2,287	△0	39	2,327	32,781
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行					124
剰余金の配当					△190
中間純利益					907
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△274	△0	50	△224	△224
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△274	△0	50	△224	616
平成19年9月30日残高(百万円)	2,012	△0	90	2,102	33,397

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	5,583	5,463	17,596	△43	28,601
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	45	45			91
利益処分による利益配当			△209		△209
剰余金の配当			△189		△189
利益処分による役員賞与			△60		△60
当期純利益			2,223		2,223
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	45	45	1,763	△2	1,852
平成19年3月31日残高(百万円)	5,629	5,509	19,360	△46	30,453

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	2,649	—	34	2,683	31,284
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					91
利益処分による利益配当					△209
剰余金の配当					△189
利益処分による役員賞与					△60
当期純利益					2,223
自己株式の取得					△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△362	△0	5	△356	△356
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△362	△0	5	△356	1,496
平成19年3月31日残高(百万円)	2,287	△0	39	2,327	32,781

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税金等調整前 中間(当期)純利益		1,837	1,612	3,874
2 減価償却費		156	154	319
3 貸倒引当金の増減額 (△は減少)		47	△7	23
4 退職給付引当金の増減額 (△は減少)		△23	△27	△37
5 受取利息及び受取配当金		△84	△100	△153
6 支払利息		28	34	61
7 為替差損益(△は差益)		△10	11	6
8 持分法による投資損益 (△は利益)		0	△56	△65
9 投資有価証券評価損		4	190	23
10 固定資産除売却損		10	1	94
11 売上債権の増減額 (△は増加)		3,456	7,770	3,082
12 たな卸資産の増減額 (△は増加)		△2,076	△282	△928
13 仕入債務の増減額 (△は減少)		△1,079	△6,245	△315
14 その他の増減額		△214	114	△130
小計		2,052	3,170	5,855
15 利息及び配当金の受取額		84	120	153
16 利息の支払額		△25	△34	△59
17 法人税等の支払額		△958	△853	△1,723
営業活動による キャッシュ・フロー		1,152	2,403	4,225
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 定期預金の増減額 (△は増加)		△191	281	△315
2 投資有価証券の 取得による支出		△262	△361	△312
3 投資有価証券の 売却による収入		1	—	30
4 関連会社株式の 取得による支出		△1,069	—	△1,069
5 貸付けによる支出		△7	△1	△19
6 貸付金の回収による収入		3	3	7
7 有形固定資産の 取得による支出		△36	△421	△255
8 有形固定資産の 売却による収入		1	—	1
9 無形固定資産の 取得による支出		△57	△62	△70
10 その他の投資に関する支出		△0	△38	△38
11 その他の投資に関する収入		4	12	26
投資活動による キャッシュ・フロー		△1,613	△587	△2,015

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
Ⅲ 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 短期借入金を増減額 (△は減少)		△1,440	△4	△1,460
2 長期借入による収入		1,180	170	1,180
3 長期借入金の 返済による支出		△122	△297	△344
4 社債の償還による支出		—	△300	△300
5 新株の発行による収入		44	124	91
6 自己株式に関する 収入及び支出		△1	△1	△2
7 配当金の支払額		△209	△194	△398
財務活動による キャッシュ・フロー		△548	△503	△1,233
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る 換算差額		△19	6	1
Ⅴ 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△1,029	1,318	977
Ⅵ 現金及び現金同等物の 期首残高		8,764	9,741	8,764
Ⅶ 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	7,735	11,059	9,741

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 12社 連結子会社の名称 立花イーエス(株) (株)タチバナクリエート 研電工業(株) (株)タチバナソリューションズ プラザ (株)宏和工業 (株)太洋商会 アドバンステクノロジー ス(株) (株)立花マネジメントサー ビス タチバナセールス (シンガポール)社 タチバナセールス(香港)社 台湾立花股份有限公司 立花機電貿易(上海)有限公 司 なお、立花機電貿易(上海) 有限公司はタチバナセール ス(香港)社の100%出資子 会社であります。</p>	<p>連結子会社の数 14社 連結子会社の名称 立花イーエス(株) (株)タチバナクリエート 研電工業(株) (株)タチバナソリューションズ プラザ (株)宏和工業 (株)太洋商会 アドバンステクノロジー ス(株) (株)立花マネジメントサー ビス タチバナセールス (シンガポール)社 タチバナセールス(香港)社 台湾立花股份有限公司 立花機電貿易(上海)有限公 司 タチバナセールス(韓国)社 タチバナセールス (バンコク)社 上記のうち、タチバナセー ルス(韓国)社及びタチバナ セールス(バンコク)社につ いては、新たに設立したた め、当中間連結会計期間よ り連結の範囲に含めており ます。 なお、立花機電貿易(上海) 有限公司及びタチバナセー ルス(韓国)社はタチバナセ ールス(香港)社の100%出 資子会社であります。また、 タチバナセールス(バン コク)社はタチバナセー ルス(シンガポール)社の 100%出資子会社でありま す。</p>	<p>連結子会社の数 12社 連結子会社の名称 立花イーエス(株) (株)タチバナクリエート 研電工業(株) (株)タチバナソリューションズ プラザ (株)宏和工業 (株)太洋商会 アドバンステクノロジー ス(株) (株)立花マネジメントサー ビス タチバナセールス (シンガポール)社 タチバナセールス(香港)社 台湾立花股份有限公司 立花機電貿易(上海)有限公 司 なお、立花機電貿易(上海) 有限公司はタチバナセール ス(香港)社の100%出資子 会社であります。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の関連会社数 2社 (株)大電社 (株)テクネット</p>	<p>同左</p>	<p>持分法適用の関連会社数 2社 (株)大電社 (株)テクネット なお、(株)大電社について は、当連結会計年度におい て株式の追加取得により、 持分法を適用しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 連結子会社の中間決算日(事業年度)等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は、海外連結子会社4社を除き、中間連結決算日と一致しております。</p> <p>海外連結子会社の中間決算日は、6月30日であります。</p> <p>なお、海外連結子会社4社については、中間連結決算日における仮決算は行っておりませんが、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社の中間決算日は、海外連結子会社6社を除き、中間連結決算日と一致しております。</p> <p>海外連結子会社の中間決算日は、6月30日であります。</p> <p>なお、海外連結子会社6社については、中間連結決算日における仮決算は行っておりませんが、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社の決算日は、海外連結子会社4社を除き、連結決算日と一致しております。</p> <p>海外連結子会社の決算日は、12月31日であります。</p> <p>なお、海外連結子会社4社については、連結決算日における仮決算は行っておりませんが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② たな卸資産 主として総平均法による原価法によっております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>② たな卸資産 同左</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>② たな卸資産 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。</p> <p>建物及び構築物 3年～50年 機械装置及び運搬具 2年～15年 工具器具及び備品 2年～20年</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。</p> <p>建物及び構築物 3年～50年 機械装置及び運搬具 2年～15年 工具器具及び備品 2年～20年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。</p> <p>建物及び構築物 3年～50年 機械装置及び運搬具 2年～15年 工具器具及び備品 2年～20年</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、主として実際支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>③ 役員賞与引当金</p> <p>—————</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員に支給する賞与に充てるため、主として実際支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 前中間連結会計期間において実際支給見込額を合理的に見積もることが困難であったため役員賞与引当金を計上しておりませんでした。役員賞与に関する内規が整備されたことにより金額を合理的に見積もることができることとなったため、当中間連結会計期間から主として実際支給見込額の当中間連結会計期間負担額を役員賞与引当金として計上しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ20百万円減少しております。</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、主として実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員に支給する賞与に充てるため、主として実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ43百万円減少しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>④ 退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生年度より10年で処理しております。執行役員部分については当社内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金</p> <p>(追加情報) 従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため当社内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しておりましたが、平成18年6月に役員退職慰労金制度を廃止しましたので当中間連結会計期間末は計上しておりません。なお、廃止の日までの退職慰労金未払額197百万円は固定負債の「その他」(長期未払金)に計上しております。</p>	<p>④ 退職給付引当金 同左</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金</p>	<p>④ 退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生年度より10年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金</p> <p>(追加情報) 従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため当社内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しておりましたが、平成18年6月に役員退職慰労金制度を廃止いたしましたので当連結会計年度末は計上しておりません。なお、廃止の日までの退職慰労金未払額197百万円は固定負債の「その他」(長期未払金)に計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産・負債及び収益・費用は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産・負債及び収益・費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。</p>

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は31,515百万円であります。なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	———	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は32,781百万円であります。なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における純資産の部は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間において掲記しておりました「連結調整勘定」については、当中間連結会計期間から「のれん」と表示しております。</p>	———
<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において区分掲記しておりました「社宅使用料」(当中間連結会計期間5百万円)については、金額が僅少のため当中間連結会計期間においては、営業外収益「その他」に含めて表示しております。</p>	———
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他の投資に関する支出」及び「その他の投資に関する収入」に含めておりました「定期預金の増減額」を当中間連結会計期間より重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「その他の投資に関する支出」及び「その他の投資に関する収入」はそれぞれ9百万円、18百万円であります。</p>	———

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																										
<p>※1 このうち担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>(1) 担保提供資産</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>32百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>107百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>146百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 上記に対する債務</p> <table> <tr> <td>短期借入金</td> <td>62百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>56百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>118百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	6百万円	建物及び構築物	32百万円	土地	107百万円	合計	146百万円	短期借入金	62百万円	長期借入金	56百万円	合計	118百万円	<p>※1 このうち担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>(1) 担保提供資産</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>32百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>107百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>146百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 上記に対する債務</p> <table> <tr> <td>短期借入金</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>38百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>52百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	6百万円	建物及び構築物	32百万円	土地	107百万円	合計	146百万円	短期借入金	13百万円	長期借入金	38百万円	合計	52百万円	<p>※1 このうち担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>(1) 担保提供資産</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>31百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>107百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>144百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 上記に対する債務</p> <table> <tr> <td>短期借入金</td> <td>54百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>45百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	6百万円	建物及び構築物	31百万円	土地	107百万円	合計	144百万円	短期借入金	54百万円	長期借入金	45百万円	合計	100百万円
現金及び預金	6百万円																																											
建物及び構築物	32百万円																																											
土地	107百万円																																											
合計	146百万円																																											
短期借入金	62百万円																																											
長期借入金	56百万円																																											
合計	118百万円																																											
現金及び預金	6百万円																																											
建物及び構築物	32百万円																																											
土地	107百万円																																											
合計	146百万円																																											
短期借入金	13百万円																																											
長期借入金	38百万円																																											
合計	52百万円																																											
現金及び預金	6百万円																																											
建物及び構築物	31百万円																																											
土地	107百万円																																											
合計	144百万円																																											
短期借入金	54百万円																																											
長期借入金	45百万円																																											
合計	100百万円																																											
<p>※2 中間連結会計期間末満期手形等の処理</p> <p>当中間連結会計期間末日が金融機関の休業日のため、当中間連結会計期間末日満期手形の決済処理は交換日に、また、当中間連結会計期間末日決済約定の売掛金及び買掛金の処理は翌営業日によっており、下記金額がそれぞれ残高に計上されております。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>949百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>711百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td>1,231百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>2,658百万円</td> </tr> </table>	受取手形	949百万円	支払手形	711百万円	売掛金	1,231百万円	買掛金	2,658百万円	<p>※2 中間連結会計期間末満期手形等の処理</p> <p>当中間連結会計期間末日が金融機関の休業日のため、当中間連結会計期間末日満期手形の決済処理は交換日によっており、下記金額がそれぞれ残高に計上されております。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>975百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>589百万円</td> </tr> </table> <p>また、当中間連結会計期間末日決済約定の以下の売掛金及び買掛金がそれぞれ残高に計上されております。</p> <table> <tr> <td>売掛金</td> <td>1,658百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>3,532百万円</td> </tr> </table>	受取手形	975百万円	支払手形	589百万円	売掛金	1,658百万円	買掛金	3,532百万円	<p>※2 連結会計年度末満期手形等の処理</p> <p>当連結会計年度末日が金融機関の休業日のため、当連結会計年度末日満期手形の決済処理は交換日に、また、当連結会計年度末日決済約定の売掛金及び買掛金の処理は翌営業日によっており、下記金額がそれぞれ残高に計上されております。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>1,004百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>509百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td>1,412百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>4,485百万円</td> </tr> </table>	受取手形	1,004百万円	支払手形	509百万円	売掛金	1,412百万円	買掛金	4,485百万円																		
受取手形	949百万円																																											
支払手形	711百万円																																											
売掛金	1,231百万円																																											
買掛金	2,658百万円																																											
受取手形	975百万円																																											
支払手形	589百万円																																											
売掛金	1,658百万円																																											
買掛金	3,532百万円																																											
受取手形	1,004百万円																																											
支払手形	509百万円																																											
売掛金	1,412百万円																																											
買掛金	4,485百万円																																											
<p>※ 保証債務</p> <table> <tr> <td>被保証者</td> <td>従業員 2名</td> </tr> <tr> <td>保証金額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>保証債務の内容</td> <td>銀行借入金の保証</td> </tr> </table>	被保証者	従業員 2名	保証金額	0百万円	保証債務の内容	銀行借入金の保証	<p>※</p>	<p>※</p>																																				
被保証者	従業員 2名																																											
保証金額	0百万円																																											
保証債務の内容	銀行借入金の保証																																											
<p>※ 受取手形割引高</p> <table> <tr> <td>受取手形割引高</td> <td>252百万円</td> </tr> </table>	受取手形割引高	252百万円	<p>※ 受取手形割引高</p> <table> <tr> <td>受取手形割引高</td> <td>325百万円</td> </tr> </table>	受取手形割引高	325百万円	<p>※ 受取手形割引高</p> <table> <tr> <td>受取手形割引高</td> <td>269百万円</td> </tr> </table>	受取手形割引高	269百万円																																				
受取手形割引高	252百万円																																											
受取手形割引高	325百万円																																											
受取手形割引高	269百万円																																											

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 1百万円 工具器具及び備品 0百万円 合計 1百万円	※1 ———	※1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 1百万円 工具器具及び備品 0百万円 合計 1百万円
※2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 0百万円	※2 ———	※2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 0百万円
※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 10百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 工具器具及び備品 0百万円 その他 0百万円 合計 11百万円	※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 0百万円 工具器具及び備品 0百万円 その他 0百万円 合計 1百万円	※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 70百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 工具器具及び備品 1百万円 その他 0百万円 合計 72百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	21,050,652	70,190	—	21,120,842
合計	21,050,652	70,190	—	21,120,842
自己株式				
普通株式(注)2	57,823	1,261	—	59,084
合計	57,823	1,261	—	59,084

(注) 1 発行済株式数の増加70,190株は、新株予約権(ストックオプション)の権利行使による新株の発行による増加であります。

2 自己株式数の増加1,261株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	209	10	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	189	9	平成18年9月30日	平成18年12月11日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	21,192,342	188,760	—	21,381,102
合 計	21,192,342	188,760	—	21,381,102
自己株式				
普通株式 (注)2、3	59,978	1,135	45	61,068
合 計	59,978	1,135	45	61,068

(注) 1 発行済株式数の増加188,760株は、新株予約権(ストックオプション)の権利行使による新株の発行による増加であります。

2 自己株式数の増加1,135株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3 自己株式数の減少45株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通株式	190	9	平成19年3月31日	平成19年6月12日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	191	9	平成19年9月30日	平成19年12月10日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	21,050,652	141,690	—	21,192,342
合計	21,050,652	141,690	—	21,192,342
自己株式				
普通株式(注)2	57,823	2,155	—	59,978
合計	57,823	2,155	—	59,978

(注) 1 発行済株式数の増加141,690株は、新株予約権(ストックオプション)の権利行使による新株の発行による増加であります。

2 自己株式数の増加2,155株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	209	10	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月13日 取締役会	普通株式	189	9	平成18年9月30日	平成18年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	190	9	平成19年3月31日	平成19年6月12日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																		
<p>※1 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>7,948百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△213百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>7,735百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	7,948百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△213百万円	現金及び現金同等物	7,735百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>11,124百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△65百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>11,059百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	11,124百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△65百万円	現金及び現金同等物	11,059百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>10,079百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△337百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>9,741百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	10,079百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△337百万円	現金及び現金同等物	9,741百万円
現金及び預金勘定	7,948百万円																			
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△213百万円																			
現金及び現金同等物	7,735百万円																			
現金及び預金勘定	11,124百万円																			
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△65百万円																			
現金及び現金同等物	11,059百万円																			
現金及び預金勘定	10,079百万円																			
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△337百万円																			
現金及び現金同等物	9,741百万円																			

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>43</td> <td>4</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>253</td> <td>144</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>296</td> <td>149</td> <td>147</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	43	4	38	工具器具及び備品	253	144	108	合計	296	149	147	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>43</td> <td>10</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>313</td> <td>162</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>356</td> <td>173</td> <td>183</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	43	10	32	工具器具及び備品	313	162	151	合計	356	173	183	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>43</td> <td>7</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>270</td> <td>161</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>313</td> <td>168</td> <td>144</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	43	7	35	工具器具及び備品	270	161	109	合計	313	168	144
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
機械装置及び運搬具	43	4	38																																															
工具器具及び備品	253	144	108																																															
合計	296	149	147																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
機械装置及び運搬具	43	10	32																																															
工具器具及び備品	313	162	151																																															
合計	356	173	183																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
機械装置及び運搬具	43	7	35																																															
工具器具及び備品	270	161	109																																															
合計	313	168	144																																															
<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>54百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>92百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>147百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>28百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>28百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	1年以内	54百万円	1年超	92百万円	合計	147百万円	支払リース料	28百万円	減価償却費相当額	28百万円	<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>58百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>125百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>183百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>30百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) _____</p>	1年以内	58百万円	1年超	125百万円	合計	183百万円	支払リース料	30百万円	減価償却費相当額	30百万円	<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>53百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>90百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>144百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>57百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>57百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) _____</p>	1年以内	53百万円	1年超	90百万円	合計	144百万円	支払リース料	57百万円	減価償却費相当額	57百万円																		
1年以内	54百万円																																																	
1年超	92百万円																																																	
合計	147百万円																																																	
支払リース料	28百万円																																																	
減価償却費相当額	28百万円																																																	
1年以内	58百万円																																																	
1年超	125百万円																																																	
合計	183百万円																																																	
支払リース料	30百万円																																																	
減価償却費相当額	30百万円																																																	
1年以内	53百万円																																																	
1年超	90百万円																																																	
合計	144百万円																																																	
支払リース料	57百万円																																																	
減価償却費相当額	57百万円																																																	

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	4,382	7,822	3,440
債券	—	—	—
その他	83	142	59
合計	4,465	7,965	3,499

(2) 時価評価されていない主な有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	68
関連会社株式	
上場株式	1,194
合計	1,262

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	4,536	7,862	3,325
債券	—	—	—
その他	83	141	57
合計	4,620	8,003	3,383

(2) 時価評価されていない主な有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	112
関連会社株式	
上場株式	1,291
合計	1,404

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	4,395	8,177	3,781
債券	—	—	—
その他	83	148	64
合計	4,479	8,325	3,846

(2) 時価評価されていない主な有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	82
関連会社株式	
上場株式	1,256
合計	1,338

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

ヘッジ会計が適用されないデリバティブ取引がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

ヘッジ会計が適用されないデリバティブ取引がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

ヘッジ会計が適用されないデリバティブ取引がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

記載すべき事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

記載すべき事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	
決議年月日	平成15年7月14日	平成16年4月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社監査役 2 当社従業員 704 当社国内子会社取締役 3 当社国内子会社従業員 38	当社従業員 19
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,072,000 (注)	普通株式 26,000 (注)
付与日	平成15年8月20日	平成16年4月13日
権利確定条件	<p>1 付与日から権利確定日(平成17年6月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>① 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>② 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	
対象勤務期間	平成15年8月20日～ 平成17年6月30日	平成16年4月13日～ 平成17年6月30日
権利行使期間	平成17年7月1日～ 平成19年6月30日	平成17年7月1日～ 平成19年6月30日

(注) 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

会社名	提出会社		
決議年月日	平成16年8月9日	平成16年10月18日	平成17年4月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 50 当社国内子会社従業員 4	当社従業員 3	当社従業員 23
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 62,000 (注)	普通株式 3,000 (注)	普通株式 31,000
付与日	平成16年8月10日	平成16年10月19日	平成17年4月12日
権利確定条件	<p>1 付与日から権利確定日(平成18年6月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>① 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>② 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>		
対象勤務期間	平成16年8月10日～ 平成18年6月30日	平成16年10月19日～ 平成18年6月30日	平成17年4月12日～ 平成18年6月30日
権利行使期間	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日

(注) 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

会社名	提出会社		
決議年月日	平成17年8月8日	平成17年10月17日	平成18年4月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 63 当社国内子会社取締役 2 当社国内子会社従業員 18	当社従業員 11	当社従業員 32
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 90,000	普通株式 21,000	普通株式 37,000
付与日	平成17年8月9日	平成17年10月18日	平成18年4月11日
権利確定条件	<p>1 付与日から権利確定日(平成19年6月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>① 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>② 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>		
対象勤務期間	平成17年8月9日～ 平成19年6月30日	平成17年10月18日～ 平成19年6月30日	平成18年4月11日～ 平成19年6月30日
権利行使期間	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当社企業グループは、各種電機・電子関連製品の販売を主としており、製品の種類・性質、販売市場等の類似性から判断して、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社企業グループは、各種電機・電子関連製品の販売を主としており、製品の種類・性質、販売市場等の類似性から判断して、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社企業グループは、各種電機・電子関連製品の販売を主としており、製品の種類・性質、販売市場等の類似性から判断して、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計額に占める割合が90%超であるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計額に占める割合が90%超であるため、記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計額に占める割合が90%超であるため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 1,496円33銭	1株当たり純資産額 1,566円47銭	1株当たり純資産額 1,551円23銭
1株当たり中間純利益 49円86銭	1株当たり中間純利益 42円71銭	1株当たり当期純利益 105円58銭
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 49円47銭	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 42円62銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 104円86銭

(注) 算定上の基礎

1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益 (百万円)	1,048	907	2,223
普通株主に帰属しない金額の 主要な内訳(百万円)	—	—	—
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期)純利益(百万円)	1,048	907	2,223
普通株式の 期中平均株式数(千株)	21,023	21,252	21,059
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の 主要な内訳(千株)			
新株予約権	164	44	143
普通株式増加数(千株)	164	44	143
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益の算定に 含めなかった潜在株式の 概要	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権 300個) 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権 370個) これらの詳細は、「新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権 300個) 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権 580個) これらの詳細は、「新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権 300個) 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権 370個) これらの詳細は、「新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		6,306		9,024		8,013	
2 受取手形	※2	9,578		8,279		9,779	
3 売掛金	※2	39,945		32,669		40,241	
4 たな卸資産		7,668		6,722		6,584	
5 繰延税金資産		533		495		489	
6 未収入金		2,423		2,246		2,312	
7 その他		438		367		464	
8 貸倒引当金		△50		△42		△51	
流動資産合計		66,845	84.0	59,762	81.7	67,834	83.7
II 固定資産							
(1) 有形固定資産							
1 建物	※1	2,161		2,223		2,285	
2 その他	※1	555		1,005		533	
有形固定資産合計		2,716		3,228		2,818	
(2) 無形固定資産							
(3) 投資その他の資産							
1 投資有価証券		8,002		8,102		8,392	
2 その他		1,868		1,828		1,838	
3 貸倒引当金		△131		△108		△109	
投資その他の資産 合計		9,739		9,822		10,121	
固定資産合計		12,747	16.0	13,349	18.3	13,188	16.3
資産合計		79,592	100.0	73,111	100.0	81,022	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形	※2	4,312		2,650		3,787	
2 買掛金	※2	36,281		31,161		37,342	
3 短期借入金		2,155		2,155		2,135	
4 一年以内償還予定の 社債		600		—		300	
5 未払法人税等		853		725		850	
6 賞与引当金		748		703		709	
7 役員賞与引当金		—		20		43	
8 その他		1,993		1,947		2,128	
流動負債合計		46,946	59.0	39,363	53.8	47,295	58.4
II 固定負債							
1 長期借入金		714		378		546	
2 退職給付引当金		360		316		346	
3 繰延税金負債		911		835		1,074	
4 その他		197		151		197	
固定負債合計		2,182	2.7	1,681	2.3	2,165	2.6
負債合計		49,128	61.7	41,044	56.1	49,460	61.0
(純資産の部)							
I 株主資本							
(1) 資本金		5,606		5,692		5,629	
(2) 資本剰余金							
1 資本準備金		5,406		5,492		5,430	
2 その他資本剰余金		76		76		76	
資本剰余金合計		5,483		5,569		5,507	
(3) 利益剰余金							
1 利益準備金		349		349		349	
2 その他利益剰余金							
別途積立金		15,000		16,700		15,000	
繰越利益剰余金		1,994		1,795		2,839	
利益剰余金合計		17,344		18,844		18,189	
(4) 自己株式		△44		△47		△46	
株主資本合計		28,389	35.7	30,059	41.1	29,279	36.2
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		2,074		2,008		2,281	
2 繰延ヘッジ損益		0		△0		△0	
評価・換算差額等 合計		2,074	2.6	2,008	2.8	2,281	2.8
純資産合計		30,464	38.3	32,067	43.9	31,561	39.0
負債純資産合計		79,592	100.0	73,111	100.0	81,022	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)		当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			69,640	100.0		59,139	100.0		143,493	100.0
II 売上原価			62,541	89.8		52,190	88.3		129,363	90.2
売上総利益			7,098	10.2		6,948	11.7		14,129	9.8
III 販売費及び一般管理費			5,297	7.6		5,264	8.9		10,355	7.2
営業利益			1,801	2.6		1,683	2.8		3,774	2.6
IV 営業外収益										
1 受取利息		4			9			10		
2 その他		161	165	0.2	151	160	0.3	269	280	0.2
V 営業外費用										
1 支払利息		21			29			48		
2 その他		141	163	0.2	143	173	0.3	300	349	0.2
経常利益			1,803	2.6		1,670	2.8		3,705	2.6
VI 特別利益			1	0.0		7	0.0		42	0.0
VII 特別損失			16	0.0		191	0.3		123	0.1
税引前中間(当期) 純利益			1,788	2.6		1,486	2.5		3,623	2.5
法人税、住民税 及び事業税		809			699			1,543		
法人税等調整額		△52	756	1.1	△58	640	1.1	13	1,556	1.1
中間(当期)純利益			1,032	1.5		846	1.4		2,067	1.4

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	5,583	5,384	76	5,461
中間会計期間中の変動額				
新株の発行	22	22		22
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
利益処分による役員賞与				
中間純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	22	22	—	22
平成18年9月30日残高(百万円)	5,606	5,406	76	5,483

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
	別途積立金	繰越利益剰余金					
平成18年3月31日残高(百万円)	349	13,400	2,831	16,581	△43	27,583	
中間会計期間中の変動額							
新株の発行						44	
別途積立金の積立		1,600	△1,600	—		—	
剰余金の配当			△209	△209		△209	
利益処分による役員賞与			△60	△60		△60	
中間純利益			1,032	1,032		1,032	
自己株式の取得					△1	△1	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	1,600	△837	762	△1	805	
平成18年9月30日残高(百万円)	349	15,000	1,994	17,344	△44	28,389	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	2,648	—	2,648	30,232
中間会計期間中の変動額				
新株の発行				44
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△209
利益処分による役員賞与				△60
中間純利益				1,032
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△573	0	△573	△573
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△573	0	△573	232
平成18年9月30日残高(百万円)	2,074	0	2,074	30,464

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	5,629	5,430	76	5,507
中間会計期間中の変動額				
新株の発行	62	62		62
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	62	62	0	62
平成19年9月30日残高(百万円)	5,692	5,492	76	5,569

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
平成19年3月31日残高(百万円)	349	15,000	2,839	18,189	△46	29,279	
中間会計期間中の変動額							
新株の発行						124	
別途積立金の積立		1,700	△1,700	—		—	
剰余金の配当			△190	△190		△190	
中間純利益			846	846		846	
自己株式の取得					△1	△1	
自己株式の処分					0	0	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	1,700	△1,044	655	△1	779	
平成19年9月30日残高(百万円)	349	16,700	1,795	18,844	△47	30,059	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	2,281	△0	2,281	31,561
中間会計期間中の変動額				
新株の発行				124
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△190
中間純利益				846
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△273	△0	△273	△273
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△273	△0	△273	505
平成19年9月30日残高(百万円)	2,008	△0	2,008	32,067

前事業年度の株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	5,583	5,384	76	5,461
事業年度中の変動額				
新株の発行	45	45		45
別途積立金の積立				
利益処分による利益配当				
剰余金の配当				
利益処分による役員賞与				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(百万円)	45	45	—	45
平成19年3月31日残高(百万円)	5,629	5,430	76	5,507

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高(百万円)	349	13,400	2,831	16,581	△43	27,583	
事業年度中の変動額							
新株の発行						91	
別途積立金の積立		1,600	△1,600	—		—	
利益処分による利益配当			△209	△209		△209	
剰余金の配当			△189	△189		△189	
利益処分による役員賞与			△60	△60		△60	
当期純利益			2,067	2,067		2,067	
自己株式の取得					△2	△2	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	1,600	7	1,607	△2	1,696	
平成19年3月31日残高(百万円)	349	15,000	2,839	18,189	△46	29,279	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	2,648	—	2,648	30,232
事業年度中の変動額				
新株の発行				91
別途積立金の積立				—
利益処分による利益配当				△209
剰余金の配当				△189
利益処分による役員賞与				△60
当期純利益				2,067
自己株式の取得				△2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△366	△0	△366	△366
事業年度中の変動額合計(百万円)	△366	△0	△366	1,329
平成19年3月31日残高(百万円)	2,281	△0	2,281	31,561

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② その他有価証券時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産 総平均法による原価法によっております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。</p> <p>建物 3年～50年 構築物 10年～50年 車輛運搬具 4年～6年 器具備品 2年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。</p> <p>建物 3年～50年 構築物 10年～50年 車輛運搬具 4年～6年 器具備品 2年～20年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却の方法に変更してまいります。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。</p> <p>建物 3年～50年 構築物 10年～50年 車輛運搬具 4年～6年 器具備品 2年～20年</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 無形固定資産 定額法によっておりま す。なお、自社利用の ソフトウェアについては、社内における見込 利用可能期間(5年)に 基づいております。	(追加情報) 当中間会計期間より、平 成19年3月31日以前に取得 した有形固定資産につい ては、償却可能限度額まで償 却が終了した翌年から5年 間で均等償却する方法によ っております。なお、この 変更に伴う営業利益、経常 利益及び税引前中間純利益 に与える影響は軽微であり ます。 (2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失 に備えるため、一般債 権については貸倒実績 率により、貸倒懸念債 権等特定の債権につい ては個別に回収可能性 を勘案し、回収不能見 込額を計上しておりま す。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与 に充てるため、実際支 給見込額の当中間会計 期間負担額を計上して おります。 (3) 役員賞与引当金 —————	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与に 充てるため、実際支給 見込額の当中間会計期 間負担額を計上してお ります。 (追加情報) 前中間会計期間において 実際支給見込額を合理的 に見積もることが困難であ ったため役員賞与引当金を計 上しておりませんでした が、役員賞与に関する内規 が整備されたことにより金 額を合理的に見積もること ができることとなったた め、当中間会計期間から実 際支給見込額の当中間会 計期間負担額を役員賞与 引当金として計上して おります。 これにより、営業利益、 経常利益及び税引前中 間純利益がそれぞれ20 百万円減少しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与 に充てるため、実際支 給見込額の当期負担額 を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与に 充てるため、実際支給 見込額の当期負担額を 計上しております。 (会計方針の変更) 当期から「役員賞与に関 する会計基準」(企業会計 基準第4号 平成17年11 月29日)を適用して おります。これにより、 営業利益、経常利益及 び税引前当期純利益が それぞれ43百万円減 少しております。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生年度より10年で処理しております。執行役員部分については当社内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p>(追加情報) 従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため当社内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しておりましたが、平成18年6月に役員退職慰労金制度を廃止しましたので当中間会計期間末は計上しておりません。なお、廃止の日までの退職慰労金未払額197百万円は固定負債の「その他」(長期未払金)に計上しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金</p>	<p>(4) 退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生年度より10年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p>(追加情報) 従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため当社内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成18年6月に役員退職慰労金制度を廃止いたしましたので当期末は計上しておりません。なお、廃止の日までの退職慰労金未払額197百万円は固定負債の「その他」(長期未払金)に計上しております。</p>
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は30,463百万円であります。なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は31,561百万円であります。なお、財務諸表等規則の改正により、当期における純資産の部は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>前中間会計期間において、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「繰延税金負債」(前中間会計期間末580百万円)は、重要性が増したため、当中間会計期間より区分掲記しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 3,734百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 3,449百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 3,358百万円
※2 中間会計期間末満期手形等の処理 当中間会計期間末日が金融機関の休業日のため、当中間会計期間末日満期手形の決済処理は交換日に、また、当中間会計期間末日決済約定の売掛金及び買掛金の処理は翌営業日によっており、下記金額がそれぞれ残高に計上されております。 受取手形 990百万円 支払手形 678百万円 売掛金 1,231百万円 買掛金 2,658百万円	※2 中間会計期間末満期手形等の処理 当中間会計期間末日が金融機関の休業日のため、当中間会計期間末日満期手形の決済処理は交換日によっており、下記金額がそれぞれ残高に計上されております。 受取手形 965百万円 支払手形 513百万円 また、当中間会計期間末日決済約定の以下の売掛金及び買掛金がそれぞれ残高に計上されております。 売掛金 1,658百万円 買掛金 3,532百万円	※2 当期末日満期手形等の処理 当期の末日が金融機関の休業日のため、当期末日満期手形の決済処理は交換日に、また、当期末日決済約定の売掛金及び買掛金の処理は翌営業日によっており、下記金額がそれぞれ残高に計上されております。 受取手形 1,036百万円 支払手形 456百万円 売掛金 1,412百万円 買掛金 4,485百万円
※ 保証債務 (1) 被保証者 株式会社バナクリエート 保証金額 0百万円 保証債務の内容 菱和システム販売株式会社との仕入取引契約に伴う債務保証 (2) 被保証者 株式会社バナセールス (シンガポール)社 保証金額 27百万円 保証債務の内容 三菱電機株式会社との仕入取引契約に伴う債務保証 (3) 被保証者 株式会社宏和工業 保証金額 0百万円 保証債務の内容 ダイキン空調株式会社との仕入取引契約に伴う債務保証 (4) 被保証者 従業員 2名 保証金額 0百万円 保証債務の内容 銀行借入金の保証	※ 保証債務 (1) 被保証者 株式会社バナセールス (シンガポール)社 保証金額 37百万円 保証債務の内容 三菱電機株式会社との仕入取引契約に伴う債務保証 (2) 被保証者 株式会社宏和工業 保証金額 0百万円 保証債務の内容 ダイキン空調株式会社との仕入取引契約に伴う債務保証 (3) 被保証者 台湾立花股份有限公司 保証金額 600百万円 保証債務の内容 住友金属鉱山株式会社との仕入取引契約に伴う債務保証	※ 保証債務 被保証者 株式会社バナセールス (シンガポール)社 保証金額 49百万円 保証債務の内容 三菱電機株式会社との仕入取引契約に伴う債務保証
※ 受取手形 割引高 111百万円	※ 受取手形 割引高 112百万円	※ 受取手形 割引高 84百万円

[次へ](#)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
※ 減価償却実施額 有形固定資産 79百万円 無形固定資産 65百万円	※ 減価償却実施額 有形固定資産 92百万円 無形固定資産 48百万円	※ 減価償却実施額 有形固定資産 165百万円 無形固定資産 124百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	57,823	1,261	—	59,084

(注) 自己株式数の増加1,261株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	59,978	1,135	45	61,068

(注) 1 自己株式数の増加1,135株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 自己株式数の減少45株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	57,823	2,155	—	59,978

(注) 自己株式数の増加2,155株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>253</td> <td>144</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>車輛及び運搬具</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>258</td> <td>145</td> <td>113</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	工具器具及び備品	253	144	108	車輛及び運搬具	5	0	5	合計	258	145	113	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>313</td> <td>162</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>車輛及び運搬具</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>318</td> <td>163</td> <td>154</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	工具器具及び備品	313	162	151	車輛及び運搬具	5	1	3	合計	318	163	154	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>270</td> <td>161</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>車輛及び運搬具</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>275</td> <td>161</td> <td>113</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具器具及び備品	270	161	109	車輛及び運搬具	5	0	4	合計	275	161	113
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																															
工具器具及び備品	253	144	108																																															
車輛及び運搬具	5	0	5																																															
合計	258	145	113																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																															
工具器具及び備品	313	162	151																																															
車輛及び運搬具	5	1	3																																															
合計	318	163	154																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
工具器具及び備品	270	161	109																																															
車輛及び運搬具	5	0	4																																															
合計	275	161	113																																															
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																																
② 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年以内 49百万円 1年超 63百万円 合計 113百万円	② 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年以内 53百万円 1年超 101百万円 合計 154百万円	② 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 49百万円 1年超 64百万円 合計 113百万円																																																
(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																																
③ 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 26百万円 減価償却費相当額 26百万円	③ 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 27百万円 減価償却費相当額 27百万円	③ 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 53百万円 減価償却費相当額 53百万円																																																
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。	④ 減価償却費相当額の算定方法 同左	④ 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) _____	(減損損失について) _____																																																

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	1,194	919	△274

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	1,194	706	△488

前事業年度末(平成19年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	1,194	814	△379

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

[前へ](#)

(2) 【その他】

平成19年11月12日開催の取締役会において、第79期中間配当に関し次のとおり決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 中間配当金の総額 | 191百万円 |
| ② 1株当たり中間配当金 | 9円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成19年12月10日 |

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|-------------------------|---|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度 自 平成18年4月1日
(第78期) 至 平成19年3月31日 | 平成19年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書
の訂正報告書 | 上記(1)に係る訂正報告書 | 平成19年9月21日
関東財務局長に提出。 |
| | 上記(1)に係る訂正報告書 | 平成19年12月14日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社 立花エレクトック

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 川崎洋文 ㊞

指定社員
業務執行社員

公認会計士 小林洋之 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレクトックの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社立花エレクトック及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社 立花エレクトック

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 和田 朝 喜 ㊞

指定社員
業務執行社員

公認会計士 小林 洋 之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレクトックの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社立花エレクトック及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社 立花エレテック

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 川崎洋文 ㊞

指定社員
業務執行社員

公認会計士 小林洋之 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレテックの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第78期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社立花エレテックの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社 立花エレクトック

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 和田 朝 喜 ㊞

指定社員
業務執行社員

公認会計士 小林 洋 之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレクトックの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第79期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社立花エレクトックの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。